

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考会議（平成30年度第3回（電子会議））議事要旨

- 1 期 間 平成31年2月4日（月）～平成31年3月11日（月）
- 2 方 法 電子会議
- 3 出席者 矢嶋議長
小山、田中、野間口、板東、小笠原、松本、橋本、太田、寶學、垣内、箱嶋、渡邊の
各委員
- 4 配付資料
資料1 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議
（平成30年度第2回）議事要旨（案）
資料2－1 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則等の一部改正等について
資料2－2 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（新旧対照表）（案1）
資料2－3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程（案2）
資料2－4 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議規程（新旧対照表）（案3）
参考資料 前回会議からの変更箇所及び変更理由
資料3－1 学長の再任に関する取扱いへの意見に対する回答について
資料3－2 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（新旧対照表）（修正案1）
資料3－3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程（修正案2）
- 5 議 事
 - （1）前回議事要旨の確認について
資料1の前回（平成30年度第2回）の議事要旨（案）について、原案どおり承認した。
 - （2）基本規則等の一部改正等について
資料2－1及び資料2－4について、原案どおり承認した。また、資料2－2及び資料2－3
について、次の意見を踏まえ修正することとした。
 - ・資料2－3の第2条第3項で、「引き続き6年を超えて在任することはできない」は、引き
続いて再任されることはできないが、1期以上あけての再任は可能と読めるため、この解
釈で良いのか。
 - ・資料2－2及び資料2－3の附則第2項で、横矢学長の再任に関する取扱いについては、改
正後の規定に関わらず、従前の例によると規定されているが、横矢学長より前の過去の学
長の再任に関する取扱いが不明確である。
（その他の意見は、次のとおり）
 - ・学長の任期の特例については、さらなる議論を踏まえ、改訂されるものと認識している。
 - ・学長の任期は特例も含め重要事項であり、次の任期が始まる前にゆとりをもって定められる
必要がある。
 - （3）学長の再任に関する取扱いへの意見に対する回答について
資料3－1、資料3－2及び資料3－3について、原案どおり承認した。

以 上